

大竹工業団地用地を平成十九年四月十九日以降次のとおり分譲する。

平成十九年四月十九日

広島県公営企業管理者 中 村 博

一 分譲地の概要

1 位置及び分譲面積

(一) 位置

広島県大竹市東栄三丁目（別図）

(二) 分譲面積

化学工業用地 A	九、三七五・一五平方メートル
化学工業用地 B	七四二・八六平方メートル
パルプ・紙・紙加工品製造業用地	四、〇六四・五一平方メートル
物流関連用地 A	一五、一〇〇・一六平方メートル
物流関連用地 B	一五、一〇〇・〇四平方メートル
物流関連用地 C	七、一〇〇・〇一平方メートル

2 地勢

- (一) 広島県が大竹港の一面を埋立て、平成十八年三月二十四日に竣功したものである。
- (二) 化学工業用地 A 区画、パルプ・紙・紙加工品製造業用地並びに物流関連用地 A 及び B 区画の一部に、旧護岸の捨石等が存在する。

二 分譲方針

1 土地の用途

- (一) 化学工業用地
日本標準産業分類（平成十四年三月改訂）による大分類 F の「製造業」の業種のうち中分類十七の「化学工業」の業種の用地
- (二) パルプ・紙・紙加工品製造業用地
日本標準産業分類（平成十四年三月改訂）による大分類 F の「製造業」の業種のうち中分類十五の「パルプ・紙・紙加工品製造業」の業種の用地
- (三) 物流関連用地
大竹港東栄地区のふ頭を利用した輸送活動に直接又は間接にかかわる企業の用地

2 分譲価格と支払方法

(一) 分譲価格

化学工業用地 A	五〇五、六五四、五三〇円（一平方メートル当たり）	五四、二〇〇円
化学工業用地 B	一六、七八八、六三六円（一平方メートル当たり）	二二、六〇〇円
パルプ・紙・紙加工品製造業用地	二〇八、二九七、一六五円（一平方メートル当たり）	五一、五〇〇円

物流関連用地 A

八一九、七九〇、九〇四円（二平方メートル当たり 五四、四〇〇円）

物流関連用地 B

七七五、七一四、〇六〇円（二平方メートル当たり 五一、五〇〇円）

物流関連用地 C

三六五、六五〇、五一五円（二平方メートル当たり 五一、五〇〇円）

前記の一平方メートル当たりの価格は、各区画の標準単価であり、総額は、旧護岸の捨石等の影響を考慮した価格である。

(二) 支払方法

売買代金の一括払い又は延納分割払いとする。

3 売買契約の主な条件

(一) 化学工業用地 A 区画、パルプ・紙・紙加工品製造業用地並びに物流関連用地の売買契約は、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定による分譲地の譲渡許可を大竹港港湾管理者の代表者である広島県知事から受けた後に発効するものとする。

(二) 地域環境の保全を図るため、別に環境保全協定を締結する。

(三) COD 負荷量は、大竹市東栄地域全体で平成二年度の負荷量を上回らないことを原則とする。

(四) 譲受人が契約に違反した場合、譲渡人は譲受人から違約金を徴収し契約の解除をすることができる。

(五) 土地の所有権は、分譲代金を完納した時に譲渡人から譲受人に移転する。

(六) 土地の所有権移転登記に要する費用は、譲受人の負担とする。

三 申込みの資格

次の各号の条件を備えていることが必要である。

1 分譲地において、前記二一に掲げる用途に供する事業場を営もうとする者であること。

2 事業場の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。

3 県税について滞納がないこと。

四 申し込みの区画

申し込みの区画は、一者一区画とする。ただし、化学工業用地 A 及び B 区画は、一括で申し込みとする。なお、区画の分割は行わない。

五 申し込みの受付

1 期間

平成十九年四月十九日（木）から平成十九年五月十一日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和二十二年法律第七十八号〕に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時までとする。

申し込みがなかった区画又は申し込みについての審査の結果、譲受人が決定しなかった区画については、平成十九年六月一日（金）から申し込みを受け付ける。

2 場所

広島県公営企業部土地管理室（広島市中区基町一〇番五二号）

六 申し込みに必要な書類

1 産業用地譲受申請書（所定の様式によること）

2 会社の定款

3 会社概要又は会社案内

4 法人の登記事項証明書

5 印鑑証明書

6 営業報告書又は財務諸表の直近三期分

7 県税について滞納がないことの証明書

8 事業計画図（事業場及び主要施設等を配置したもの。縮尺三百分の一から千分の一）

七 分譲先の決定

分譲審査会で審査を行い決定する。

八 その他

1 産業用地譲受申請書及び公募説明資料は、次の場所で配付する。

広島県公営企業部土地管理室（広島市中区基町一〇番五二号）

2 必要書類は原則として持参すること。ただし、郵送等により申し込む場合は、必ず書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、平成十九年五月十一日（金）必着とする。

九 問い合わせ先

広島県公営企業部土地管理室 電話（〇八二）五二三―四三二四（ダイヤルイン）

大竹工業団地

大竹市東栄三丁目外

